

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	2 交流を支える地域を創出する	事業群主管所属	教育庁学芸文化課
施策名	(2) 文化・スポーツによる地域活性化	課(室)長名	草野 悦郎
事業群名	② 伝統文化の継承と文化財の保存・活用	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 郷土の歴史や文化の保存継承活動の活性化を図り、世代間交流を促進することで、豊かで活気ある地域社会の実現を目指します。また、貴重な文化財を大切に守り、次の時代へ確実に引き継いでいくために、その調査や指定を進めるとともに、地域の文化財や歴史に触れる機会の充実に努めます。							(取組項目) i) 次世代へ日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間」等の事業の実施 ii) 文化財の適正な保存管理とその活用の促進			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 国の文化財として重要文化財1件が新たに指定され、県の文化財として有形文化財1件、計2件の文化財の指定を行った。 ○国指定重要文化財 ・絹本著色鯉魚跳龍門図(長崎市) ○県指定有形文化財 ・諫早家文書(諫早市) ※解除 国登録1件 ・鶴殿家住宅土蔵(島原市)
	目標値①		/	681件	689件	697件	705件	713件	713件(R2)	
	実績値②		665件(H26)	670件	676件	682件	683件	/	進捗状況	
達成率②/①		/	98%	98%	97%	96%	/	やや遅れ		
国や県の指定等となった文化財の数										

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 (令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容))	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業		
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率	
1	取組項目 i	文化財調査管理費	S47-	68,260	66,501	24,713	県民、国民	次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成の推進のため、「長崎県の文化財公開月間」を実施するとともに、県内文化財の保存・活用の推進のため、文化財の整備への助成を実施した。	活動指標	長崎県の文化財公開月間のイベントの開催回数(回)	数値目標なし	23	—	●事業の成果 ・「長崎県の文化財公開月間」の実施により、次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成が図られるとともに、県内文化財の整備への助成により、文化財の保存・活用の推進が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・貴重な文化財の次世代への確実な継承が図られ、文化財の国・県の指定等に向けた保存・活用の推進が図られた。	○
				48,893	46,662	31,816					数値目標なし	20	—		
		学芸文化課	101,032	86,554	29,906	根拠法令	文化財保護法、銃砲刀剣類所持等取締法、長崎県文化財保護条例等	成果指標	長崎県の文化財公開月間の参加数(人)	数値目標なし	141,444	—			
2	取組項目 ii	重要遺跡情報保存活用事業費	H14-	10,809	9,767	11,161	県民、国民	各種開発行為に伴う埋蔵文化財の予備調査、分布調査を実施した。 国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者が文化財保護の基礎的知識を習得するための基礎研修を実施した。	活動指標	文化財基礎研修の開催回数(回)	数値目標なし	1	100%	●事業の成果 ・基礎研修の開催により本県の文化財保護行政の推進に寄与するとともに、開発行為に伴う調査により、埋蔵文化財の適切な保護の推進が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・基礎研修を実施することで、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者に対し文化財保護意識の醸成が図られた。	○
				14,598	10,891	21,874					数値目標なし	106,109	—		
		学芸文化課	20,542	15,219	18,343	根拠法令	文化財保護法	成果指標	文化財基礎研修の参加者数(人)	数値目標なし	80	76	95%		

3	埋蔵文化財センター管理運営費	H21-	160,681	155,417	35,874	県民、国民	埋蔵文化財の適切な保護の推進のため、県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管、埋蔵文化財の普及啓発を実施した。	活動指標	遺物の保存処理点数(点)	230	239	103%	●事業の成果 ・県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管、埋蔵文化財の普及啓発の実施により、埋蔵文化財の適切な保護の推進が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・埋蔵文化財の適切な保存・活用により、文化財保護の推進に寄与した。	○
			156,307	151,353	41,759					230	187	81%		
			165,754	158,731	33,495					230	239	103%		
	学芸文化課				根拠法令	—	成果指標	遺物の保存処理完了点数(点)	230	187	81%			
4	宗家文書修復・保存・整理事業費	H2-	40,225	15,231	13,552	県民、国民	国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存・活用の推進のため、劣化の著しい資料を優先して修復を実施した。	活動指標	修復した冊数(冊)	9	9	100%	●事業の成果 ・「対馬宗家関係資料」のうち損傷度の著しい7冊及び絵巻1件、計8点の修復を実施した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・「宗家資料」について適切な保存・活用が図られたことで、文化財保護の機運醸成に寄与した。	○
			41,576	15,916	13,920					8	8	100%		
			30,172	11,624	14,335					25				
	学芸文化課				根拠法令	文化財保護法	成果指標	修復した宗家文書の公開(件)	数値目標なし	—	—			
5	世界遺産保存整備事業	H19-	95,271	95,271	3,986	県民、国民	世界遺産関連の構成資産である文化財の保存・活用の推進のため、文化財の整備への助成を実施した。	活動指標	助成件数(件)	数値目標なし	18	—	●事業の成果 ・世界遺産関連の構成資産である文化財の所有者が計画した補助事業に対し補助し、文化財の保存・活用の推進に寄与した。	
			44,876	44,876	4,375					数値目標なし	19	—		
			215,343	215,343	5,184					数値目標なし				
	学芸文化課				根拠法令	文化財保護法、長崎県文化財保護条例等	成果指標	事業計画の達成率(%)	100	100	100%			
6	原の辻遺跡調査研究事業	H10-	12,122	6,256	19,930	県民、国民	国特別史跡「原の辻遺跡」の保存・活用の推進のため、国指定範囲の追加指定及び出土品の国重要文化財指定に向けた調査・研究と普及啓発を実施した。	活動指標	発掘調査面積(m ²)	300	500	166%	●事業の成果 ・国指定範囲の追加指定及び出土品の国重要文化財指定に向けた調査・研究と普及啓発の実施により、国特別史跡「原の辻遺跡」の保存・活用の推進が図られた。	
			9,711	5,001	23,067					300	485	161%		
			16,638	8,405	12,361					300				
	学芸文化課				根拠法令	文化財保護法	成果指標	原の辻遺跡の学術的研究の推進(発掘調査報告書の刊行)(回)	1	1	100%			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	次世代へ日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間」等の事業の実施
	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・文化財公開月間期間中に市町が実施する各種事業等は、「地域の文化財は地域で守る」という文化財の保護意識の醸成及び普及啓発のために有効な施策であり、今後、地域に密着した市町のさらなる取組の推進が重要である。</p>
	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・市町が取り組む事業等について、積極的に助言等を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用による県民への広報等を実施するなど、市町と緊密に連携しながら、文化財を大切に守り、次世代へ継承していく機運醸成の推進を図っていく。</p>
ii	文化財の適正な保存管理とその活用の促進
	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・文化財を守り、次世代へ確実に引き継いでいくため、今後とも、文化財の国・県指定を推進するとともに、定期的な巡視による文化財の適切な保全等を図る必要がある。 ・国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、損傷度の著しい資料から優先的に修復を進めているが、修復が遅れるほど資料の劣化が進み修復経費が高むことから、可能な限り早期の修復が必要である。</p>
	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・文化財所有者や市町、専門研究機関等と連携した技術的、財政的支援について推進していく。 ・国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、引き続き優先度の高いものから計画的な修復とその維持に努める。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名	(令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	文化財調査管理費	文化財所有者や市町、専門研究機関等と連携した、文化財の保存・活用における技術的、財政的支援について、より効率的な事業の在り方とした。 また、文化財所有者による各年度の事業計画の早期着手及び確実な履行のため、定期的なヒアリングを実施し、状況の把握に努めるとともに、適切な指導・助言を行っていく。	①⑧	本年度中に、長崎県文化財保存活用大綱を策定し、市町が作成する文化財保存活用地域計画などの文化庁長官による認定等を推進していく。 県内文化財の積極的な保存・活用を図っていくための、補助制度も含め検討していく必要がある。	改善
		学芸文化課				
2		重要遺跡情報保存活用事業費	—	—	引き続き、各種開発行為に伴う埋蔵文化財の調査を実施することにより、埋蔵文化財の適切な保護を図る。 併せて、文化財基礎研修の実施により、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者の文化財保護意識の醸成を推進していく。	現状維持
		学芸文化課				
3		埋蔵文化財センター管理運営費	—	—	埋蔵文化財の適切な保護と普及啓発の推進を図るため、引き続き、県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管、壱岐市立一支国博物館と連携した普及啓発を推進していく。	現状維持
		学芸文化課				
4	取組項目 ii	宗家文書修復・保存・整理事業費	修復した文化財の公開・活用を図るため、文化財の特徴や学術的価値及び修復の過程などについて積極的に情報発信を行うこととし、文化財保護の気運醸成と文化財の活用に努める。	①⑧	令和2年度から令和6年度までの第2期修理計画では、従来の日記類に加え、展示効果の高い資料や学術上注目される資料を修理対象として選定し、引き続き修復事業を実施する。 また、令和4年開館予定の対馬博物館において、第1期修理(平成27年度～令和元年度実施)や維持管理行為の内容・成果などを公開する特別展等を企画するなどし、今後の公開・活用方法等についても検討していく必要がある。	改善
		学芸文化課				
5		世界遺産保存整備事業	「明治日本の産業革命遺産」と平成30年に世界遺産登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の保存・活用について、文化財所有者や市町と連携し、定期的なヒアリング等による状況の把握に努めるとともに、適切な指導・助言を行っていく。	①⑧	本年度中に、長崎県文化財保存活用大綱を策定し、市町が作成する文化財保存活用地域計画などの文化庁長官による認定等を推進していく。	現状維持
		学芸文化課				
6		原の辻遺跡調査研究事業	—	—	国特別史跡「原の辻遺跡」の保存・活用の推進のため、引き続き、国指定範囲の追加指定及び出土品の国重要文化財指定に向けた調査・研究と普及啓発を推進していく。	現状維持
		学芸文化課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点